

法人顧客に係る銀証間の  
情報共有のあり方に関する研究会  
報 告 書

平成 20年 4月  
全 国 銀 行 協 会

## 「法人顧客に係る銀証間の情報共有のあり方に関する研究会報告書」目次

	頁
はじめに	… 1
． 法人顧客情報の共有に関する守秘義務との関係の一般的な整理	… 3
． グループ内銀証間の情報共有における守秘義務の取扱い	… 5
1． 金融法務研究会報告書「金融機関のグループ化と守秘義務」に示された考え方	… 5
2． 金融グループ内における情報共有に関する考え方	… 6
（1）内部管理目的について	… 7
（2）法令の要請にもとづく情報共有について	… 7
銀行法上の個別具体的な規制のために情報の提供が必要となる場合	… 8
法令の要請にもとづく一般的な経営管理義務からの必要性	… 8
（3）法令の要請にもとづく場合の整理	… 8
（4）「マーケティング目的」による情報共有	… 12
（5）グループ内における情報共有において生じ得る問題と守秘義務	… 13
有害な利益相反について	… 13
営業行為において生じ得る問題（優越的地位の濫用等）について	… 14
インサイダー取引等について	… 16
その他	… 17
． 守秘義務の観点からのオプトアウトの機会付与の取扱い	… 18
1． 顧客同意とオプトアウト	… 18
2． オプトアウトによる機会付与の方法	… 18
（1）オプトイン、あるいは個別通知	… 19
（2）特定性の強い通知方法	… 20
（3）複数の方法の組み合わせによる対応	… 20
まとめ	… 22

## はじめに

金融機関を取り巻く経済・経営環境はめまぐるしく変化しており、特に過去 10 年ほどの間には規制緩和が大きく進展し、現在もまた変化の途上にある。金融機関は、従来の規制が緩和され、また激しい国際競争の渦中に置かれる中で、顧客への質の高い金融サービスの提供と、そうしたビジネスを推進するための経営体制の強化などを目的として、銀行持株会社などの形態を活用しつつ、金融グループを形成してきた。銀行や証券会社などを中核とする金融グループは、総合的な金融サービスの実現と、相互補完による効率的な金融機関経営を目指して、絶えざる変化への対応を図りながら、ダイナミックなビジネス展開を日々模索している。

他方で、従来の業態ごとの法令にもとづく規制については、金融グループの形成により目指すところの総合的な金融サービスの提供や、様々な商品・サービス及びその提供主体である法人格を横断した利用者保護やリスク管理の障害となっているとの指摘があり、特に、銀行・証券会社間のファイアーウォール規制については、その見直しが強く求められてきた。

こうした中、金融審議会は、去る平成 19 年 12 月に、この問題を含む検討結果として「金融審議会金融分科会第一部会報告～我が国金融・資本市場の競争力の強化に向けて～」(以下、「金融審報告書」という)を取りまとめた。そこでは、銀行・証券会社間のファイアーウォール規制のあり方について、「利益相反による弊害や優越的地位の濫用の防止等につき、一層の実効性の確保を図るとともに、利用者利便の向上や金融グループの統合的内部管理等の要請に応えるため(中略)新たな規制の枠組みを提供することが適当」とされた。そして、規制見直しにあたっては、顧客情報の取扱いに関し、非公開の顧客情報の授受は、顧客属性を勘案した顧客意思の確認手段を考えると適当とされ、個人顧客の非公開情報の授受にあたってはオプトインを維持するとの考え方が示される一方、法人情報の共有については、情報共有による多様かつ質の高い金融サービスの提供や、法人サイドにおける同意書面提出に係る内部手続の負担などの指摘を踏まえ、「顧客に明確なオプトアウトの機会を付与することが適当」とされた。加えて、顧客同意のない内部管理目的での情報共有については、現在当局の承認の下で認められているものを、金融グループに対し利益相反管理体制の整備等が求められることに伴い、当該承認を不要とすることが適当とされた。

今後、上述のような考え方にもとづき、具体的な法令の手当てがなされることとなるが、他方で、顧客情報の共有については、ファイアーウォール規制とは別に、銀行の守秘義務に係る私法上の問題が存在する。

そこで、今回のファイアーウォール規制の見直しにおける銀行・証券会社間の法人顧客情報の共有について、顧客および金融機関の双方において円滑かつ適切な情報共有が可能となるよう、当該規制見直しに適合した私法上の銀行の守秘義務のあり方について検討するため、全国銀行協会を事務局として、平成 20 年 1 月、「法人顧客に係る銀証間

の情報共有のあり方に関する研究会」(以下、「本研究会」という)が設置された。

銀行における守秘義務の問題については、近年、本報告書でも問題となる金融グループの形成に伴うグループ内での情報共有との関係や、貸出債権市場における情報開示との関係などにおいて検討が行われてきた。そうした先行研究においては、新たな金融制度や金融取引にふさわしい守秘義務のあり方について、必ずしも従来の硬直的ないし画一的な考え方に囚われない方向性が示されており、本研究会においても、そうした先行研究をベースとして検討を行った。

具体的には、法人顧客情報を検討の対象とし、金融グループにおける情報共有と守秘義務の関係について、先行研究を踏まえつつ、特に内部管理目的およびマーケティング目的での共有における考え方を整理し、さらに、今般のファイアウォール規制の見直しにおいて示されている、法人顧客情報の取扱いにおけるオプトアウトによる機会付与の具体的な方法の適当性を検討した。また、情報共有に関連して、顧客の懸念が大きいと考えられる、有害な利益相反や優越的地位の濫用防止等の諸問題についても検討した。

本研究会は、学者、弁護士を委員とし、金融庁、銀行関係者をオブザーバーとして構成され、理論と実務の両面から検討を行った。本報告書は、本研究会の検討成果として取りまとめたものである。

## ．法人顧客情報の共有に関する守秘義務との関係の一般的な整理

金融機関は、顧客との金融取引において、顧客属性情報、取引情報等大量の顧客情報を入手、収集し、さらに、当該情報を利用することによって、利用者利便に資するべく、与信業務等の営業活動の推進及びその前提となるリスク管理等の内部管理業務を行っている。金融機関、とりわけ銀行については、これを情報産業として位置づけることも多い。

こうした銀行における顧客情報の利用・管理に関しては、私法上の観点から、伝統的に銀行取引における銀行の守秘義務の問題として論じられてきた。銀行の守秘義務については、一般に、「顧客との間になした取引およびこれに関連して知りえた情報を正当な理由なくして第三者に開示してはならない義務」とされ、当該義務を定めた実定法上の規定は存在せず、その法的根拠については、従来、商慣習説、信義則説、契約説等の諸説が存在するところであるが、いずれにしても判例・学説により銀行の義務として認識されている<sup>1</sup>。また、守秘義務の例外として第三者への開示や情報共有が認められる場合は、明示若しくは黙示に顧客の同意がある場合、開示情報が公開情報である場合、が挙げられている。さらに、情報開示の必要性等から、当該行為が正当行為とみなしうる場合(法令にもとづく行為等)についても、守秘義務の例外としての情報開示、情報共有が認められるものとされる。とはいえ、伝統的な考え方においては守秘義務自体やその例外の具体的内容は必ずしも明確ではなく、過度に画一的・硬直的な解釈もなされてきた。

しかしながら、近年の研究では、銀行の守秘義務は、銀行と顧客との取引関係にもとづく私法上の義務であり、その具体的な内容は、開示する情報の内容や金融機関を取り巻く環境の変化、金融取引の多様化等を踏まえて、個別具体的に、柔軟に解釈されるべきであるとし、その内容についても、後述するように態様ごとに基準を設け、守秘義務の例外について適切なルール形成を促す考え方が示されてきたところである。本研究会も、同様の視点に立つものである。

なお、本研究会では、銀行が取り扱う顧客情報のうち、法人顧客(個人事業主や個人と同視し得る法人を除く。以下同じ)に係る情報(法人顧客情報のうち非公開情報を対象とする。以下同じ)の共有について、守秘義務との関係を検討しているが、法人顧客

---

<sup>1</sup> 岩原紳作「銀行取引における顧客の保護」鈴木禄弥＝竹内昭夫編『金融取引法体系(1)金融取引総論』163頁(1983年)。近時の判例でも、銀行が顧客情報を訴訟手続において開示を求められたケースにおいて、守秘義務があることを前提にしつつ論旨を展開している(最高裁平成19年12月11日決定・金融法務事情1828号46頁以下)。銀行の守秘義務は、かように判例・学説に委ねられる結果、例外とされる場合との取扱いとの関係で概念の不明確さが指摘され、これまでも議論が重ねられてきた(河本一郎「銀行の秘密保持義務」銀行取引法講座上巻27頁以下(1975年))。本研究会も、法律上明文のない銀行の守秘義務について、ファイアーウォール規制の見直しを契機とした現代的な銀行業務のあり方との関係で、どのように考えるべきか、検討することを目的としている。

情報については、個人顧客情報とは異なり、人格権、プライバシー権等へ配慮する必要性は低いと考えられる。法人顧客情報が、企業の経済的な活動に関するものであることに鑑みると、法人顧客情報に関する守秘義務の解釈については、経済的利益への配慮を中心に規律すべきと考えられるからである（後記 ． 1 ． 参照）。

## ．グループ内銀証間の情報共有における守秘義務の取扱い

### 1．金融法務研究会報告書「金融機関のグループ化と守秘義務」に示された考え方

金融機関の法人顧客情報にかかる守秘義務については、金融法務研究会報告書「金融機関のグループ化と守秘義務」(以下、「金法研報告書」という)にその基本的な考え方が示されている。そこでの考え方を整理すると以下のとおりである。

法人顧客情報の保護は、当該法人の経済的利益を守るためのものであり、基本的に契約の問題として処理すべきである。

法人顧客情報の共有等に関しては、契約で禁じられていないと解釈でき、当該法人に経済的な不利益が生じない形であれば、その利用や第三者への提供は許される。

利用・第三者への提供が許されるかは、当該情報の性格如何であり、当該法人顧客情報が漏洩すると当該法人の評判が落ちるとか、営業上の秘密になっていて、それが漏洩すると経済的損失を発生するような場合で金融機関もそのことを知りうるのであれば、当該情報の提供は契約上許されないと解釈される(但し、漏洩防止のための適切な措置が講じられている場合はこの限りでない。 参照)。

公開情報(公開されるべき情報)の利用・第三者への提供は許される。

法人顧客情報をマーケティング目的で利用することは、そのこと自体からは当該法人に経済的不利益を生じることとは考えられないため、当該法人の同意がなくても原則許されると考えられる。従って、金融機関が関連会社に当該目的で当該情報を提供することは、上記のような企業の評判等に係る情報等でなければ、そのこと自体では問題とならない。

法人顧客情報が、上記のような当該法人の評判に係る情報等であっても、情報の提供を受けた第三者が厳重に情報を管理し、当該第三者以外に漏洩しないような体制になっており、第三者自身による当該情報の利用によって当該法人顧客に不利益が生じないようであれば、当該提供も原則許される。関連企業への法人顧客情報提供の是非の問題は、関連企業であれば情報提供先における情報漏洩を防ぎやすいかという問題である。

以上の考え方の整理に関しては、当該報告書が金融機関の守秘義務の基本的な文献としてしばしば引用されており、幅広く金融関係者等に利用されていること等からすると、金融機関の守秘義務についての基本的考え方を示すものとして、相当程度受け入れられてきているのではないかと思われる。もちろん、ここでは、基本的な枠組みを提示しているに過ぎず、さらに詳細な検討は他に委ねられていると考えられる。

また、「貸出債権市場における情報開示に関する研究会報告書」(以下、「貸出債権市場報告書」という)では、上記の金法研報告書の考えを前提に、法人顧客情報と守秘義務については、個人顧客情報との比較で、「プライバシー権、人格権といった観点から守秘義務を考えることは適当ではない」とし、法人顧客情報が「もっぱら顧客と銀行との間の取引関係や企業の経済的な活動に関するものであることから考えても、法人顧客情報の保護の問題は、もっぱら顧客と銀行との間の契約関係や顧客の経済的利益を侵害する可能性の有無という観点から考察すべきもの」と指摘している。さらに、銀行の守秘義務に関しては、私法上の義務ととらえたうえで、その具体的内容について、「銀行と顧客との取引関係等に応じて個別具体的に判断していく必要があり、すべての情報が当然に守秘義務の対象となるといった理解は適当でない」としている。

## 2. 金融グループ内における情報共有に関する考え方

本研究会では、上記 . の守秘義務に関する一般的な考え方と、上記1 . の金法研報告書の考え方を踏まえ、金融グループ内での情報共有における守秘義務のあり方について、銀証間の情報共有に係る問題に焦点を当てつつ、さらに細かな検討を行うこととした。

なお、本報告書では、「金融グループ」として、金融商品取引法や銀行法等により、グループとして有害な利益相反や顧客情報の管理等を適切に行うことが求められている会社群を念頭に検討を行うこととした(必ずしもファイアウォール規制等の有無に関わらず、また、法令により強制される場合ではないが顧客からの期待等にもとづいて、自主的にそうした管理を適切に行っている場合を含む)。また、特に銀行は、他の業種とは異なり、一部の金融業務に関し、規制上それぞれ異なる法人が営むことを原則として要求されていることに留意する必要がある<sup>2</sup>。

本研究会では、まず、法人顧客について、その同意・承諾がない場合の情報共有に関し、守秘義務の観点から正当化されうるかという問題に係る考え方の枠組みについて検討している。

---

<sup>2</sup> 守秘義務は、原則として、法人間の情報共有に関して検討されてきたところであるが、わが国では、規制上、欧州とは異なり、原則として銀行業務や証券業務等を別の法人で営むことが要求されている。日本の金融グループ内における情報共有は、政策上特別に分離された(したがって、純粋な「第三者」には該当しない)法人間の情報共有に係る問題であることに留意する必要がある。



## ( 1 ) 内部管理目的について

金融グループについては、銀行による証券子会社の保有解禁、独禁法における持株会社の解禁などを経て、その範囲を大きく拡大してきたが、それに伴って、顧客ニーズに応えた総合的な金融サービスの提供が可能な内部管理体制の整備等が重要となってきた。ここでは、金融グループとして、統合的なリスク管理やコンプライアンス体制の整備が、時には法令による要請により、時には効率的な経営という見地から、求められている。

この点は、今般のファイアーウォール規制の見直しにおいても、その前提として指摘されているところである（金融審報告書 12 頁）。

このような統合的なリスク管理等を適切に行うためには、グループ内において顧客情報を共有することが不可欠である。すなわち、「内部管理目的」による情報共有である。

「内部管理目的」といっても、その意味するところは様ではなく、リスク管理を指すこともあれば、財務・会計上の管理、コンプライアンス上の法務面からの管理など様々である。例えば、金融商品取引業等に関する内閣府令 151 条（弊害防止措置の適用除外の承認申請）第 4 項においては、金融商品取引業者等の行う「内部管理に関する業務」として、「法令遵守管理に関する業務」、「損失の危険の管理に関する業務」、「内部監査及び内部検査に関する業務」、「財務に関する業務」、「経理に関する業務」、「税務に関する業務」が掲げられている。「内部管理目的」は、必ずしもこうした業務の目的に限定されると考える必要はないが、少なくともこれら業務の目的は、「内部管理目的」に含まれるとも考えられる<sup>3</sup>。

内部管理目的での情報の利用を考える際に、まず重要となるのが、こうした内部管理が、法令の要請にもとづいて行われるものなのか、といった点である。なぜならば、上述のとおり、法令の要請にもとづく行為については、従来から、守秘義務の例外である正当行為として、一般的に認識されてきたからである。したがって、守秘義務の観点から、法人顧客情報のグループ内共有について内部管理目的として正当化される場合があるか否かについては、まずは、当該内部管理目的が「法令の要請にもとづくものか否か」という観点から整理することとした。

## ( 2 ) 法令の要請にもとづく情報共有について

法令の要請にもとづく顧客情報共有場面としては、具体的には、以下のような場合が

---

<sup>3</sup> 今回のファイアーウォール規制の見直しにより、金融グループに利益相反が生じないような体制整備が求められることに伴って、内部管理目的での顧客情報の共有に関する当局の承認は不要とされる見込みである（本報告書 2(5) 参照）。

挙げられる<sup>4</sup>。

銀行法上の個別具体的な規制のために情報の提供が必要となる場合

銀行法では、金融グループ内も含め、法人ごとに内閣総理大臣への報告・資料徴求や立入検査権の行使による顧客情報の提供を求める場合を規定しているが、加えて、次のような法令の要請にもとづく場合は、当該規制を遵守するためには、必然的に一定の顧客情報の共有が必要となる。これらについては、一般に、当該規制遵守という目的以外での当該情報の利用が禁止されていることをも考慮すれば、守秘義務の例外として正当化されるものと考えられる。

- ・ 大口信用規制における銀行又は銀行持株会社とそれらの子会社等の同一人に対する合算信用供与等限度額規制（銀行法 13 条 2 項・4 項・5 項、52 条の 22 第 1 項・3 項・4 項、同法施行規則 14 条の 4、14 条の 5、34 条の 15）
- ・ 自己資本比率規制（銀行法 14 条の 2 第 2 号、52 条の 25）
- ・ 金融持株会社のグループ内の信用リスク管理（平成 18 年 3 月 27 日金融庁告示 20 号）等

法令の要請にもとづく一般的な経営管理義務からの必要性

これはと同様に、規制から情報共有が必要とされる場合であるが、情報提供が個別具体的な規制から必然的に要請されるわけではなく、一般的な経営管理義務を履行するために情報共有の必要性が生じることから、「法令の要請にもとづく」ものとして当然には正当化されないとの指摘がある。

- ・ 銀行等の業務の健全性、適切な運営の確保の観点からの監督当局による報告徴求等（銀行法 24 条、25 条等）
- ・ 金融コングロマリット監督指針が定める金融持株会社のグループに関する経営管理（金融コングロマリット監督指針 -1 等）等

### （3）法令の要請にもとづく場合の整理

上記（2）の場合は、守秘義務の例外として、金融グループ内での当該情報の共有が正当化されると考えられる<sup>5</sup>。すなわち、規制遵守の観点と、規制遵守以外の目的で

<sup>4</sup> 岩原紳作「金融機関グループ内における顧客情報の管理」金融法務研究会報告書(16)『金融機関の情報利用と守秘義務をめぐる法的問題』(2008年)参照。ここでは、主として個人情報に関する検討が行われているが、法人顧客情報の守秘義務の例外については、個人情報保護法の規律外である点で、金法研報告書の基本的整理をベースとして、より積極的に解することが可能であることから、同様のことが指摘できるものと考えられる。

<sup>5</sup> なお、この場合であっても、金融グループにおいて適切な情報管理体制の整備がなされるべきであることは言うまでもない。

は情報の利用が行われないことが一般に要請されているという観点から、正当性が根拠付けられる場合である。

他方で、「内部管理目的」の場合でも、規制自体が個別具体的な情報の共有を義務付けていないか、あるいは必要不可欠とならしめていないようなときには、情報共有は問題となりうる。具体的には、上記(2)のような場合が挙げられるが、さらに、上記(2)の場合でも、当該規制の下で共有が必要となる情報の水準・内容が、当該規制の性質・目的上、ごく一般的・抽象的なものに止まる傾向があり、必ずしも個々の顧客情報の共有まで当然には予定していないと考えられる場合は、その個々の情報の共有は問題となりうるものと考えられる。

この点に関連して、上記1.の金法研報告書に示された法人顧客情報に関する考え方では、上述のとおり、当該法人の「経済的不利益」が生じない場合は、原則として情報共有が認められるとしている。また、情報提供先の「情報管理」が、情報漏洩を生じさせず、その利用も適切に整備されている場合も、守秘義務の例外にあたるものとして考えうることを指摘している。かかる考え方は、ここで論じる局面(規制自体が情報の共有を必要不可欠とならしめていない、或いは個別具体的な情報の共有を義務付けていない場合)との関係でも妥当し得ると解される。

また、金融商品取引業等に関する内閣府令152条3号では、内部管理に関する業務に係る情報共有に必要な当局承認の承認基準の一つに「非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられていること」が規定されており、また、同153条7号へおよびトでも、当局の承認を要しない非公開情報の共有として、内部統制の観点と、電子情報処理組織の保守・管理が掲げられ、いずれも「非公開情報が漏洩しない措置が的確に講じられている」ことが条件とされている。このような法令の規定は、金法研報告書の示す、適切な情報管理を求める考え方と、同様の考慮によるものと解することができよう。これらいずれの場合も、情報管理に配慮した条件を付して情報共有を認めていることを考えると、守秘義務上問題が生じないケースとして認められるように思われる。

このような法令の取扱いを参考にすると、上記(2)の場合(または上記(2)における一定の場合)に情報共有が守秘義務違反とならないかという問題の一般的なメルクマールとしては、「適切な情報管理体制」が整備されているかという点を掲げることができるよう思われる。

さらに、上記(2)の場合(または上記(2)における一定の場合)のように法令の要請がより間接的であるような場合については、顧客の経済的利益を害しないかという点について、具体的な一定の基準に照らして判断することが必要となる。この「一定の基準」としては、貸出債権市場報告書において、第三者への情報提供が守秘義務上問題になるか否かという点について、情報開示の必要性・正当性と顧客に及ぼす影響に係る総合的な判断基準として、5つの要件にもとづく衡量が示されている。そこでは、(A)情報開示の目的、(B)開示する情報の内容、(C)債務者企業に及ぼす影響、(D)情報の開示先、(E)情報の管理体制、の5要件を総合的に勘案すべきであるとされて

いた<sup>6</sup>。

「内部管理目的」でのグループ内における法人顧客情報の共有について、上記（Ａ）～（Ｅ）の要件を踏まえて検討することにより、守秘義務の例外とされる場合を整理することができると思われる。

具体的には、（Ａ）の目的としては、直接的な「法令の要請にもとづく場合」として正当化されるに至らない場合でも、上述のとおり、特に銀行や銀行持株会社においては、リスク管理を含めた適切な内部管理が求められているなど一定の法令の要請があり、そのためには情報共有が必要となるということが重要なポイントとなる（適切な情報管理体制の整備については（Ｅ）の要件で明示的に求められている）。

次に、グループ内、特に今回取り上げた銀証間における情報共有に関しては、銀行法あるいは金融商品取引法上、顧客情報の管理に関し適切な体制を構築することが求められていることに鑑みれば（例えば、金融商品取引法改正案 36 条 2 項、銀行法改正案 13 条の 3 の 2、同 52 条の 21 の 2（以上第 169 回通常国会提出法案）、主要行等向けの総合的な監督指針 -3-4-2-2(3)、金融コングロマリット監督指針 -1(4)、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 -4-2-2-2(3) 等）（Ｄ）や（Ｅ）の要件の検討においては積極的な評価を与えることができると考えられる。また、目的外に使用することを禁じる措置がとられていることは、情報共有を正当化できると判断する上で重要である。

付言すれば、本 5 要件は、債権譲渡における譲受人などの第三者、即ちグループ外の純然たる第三者への情報提供の場面を想定した要件であるが、上述のとおり、本稿において本研究会が情報共有の範囲として想定している金融グループは、グループとして有害な利益相反の発生防止及び適切な顧客情報の管理等を行っている会社群であり、情報管理体制の整備に関し主体的に取り組むことが可能で、かつ顧客情報は原則として当該金融グループ内に止まることが想定されている。こうした点についても、守秘義務上問題ないとの評価を与える上で肯定的な要素として捉えることが可能と考えられる。

他方で、（Ｂ）や（Ｃ）の要件については、さらに詳細な検討が必要と考えられる。例えば、（Ｃ）については、内部管理に係る業務部門間で情報共有を行い、リスク管理に係る状況を取締役会等に対して報告を行うことについては、その点において特段の懸念を生じさせることはないと考えられるが、一方で、金融グループにおいて、銀行・証券会社それぞれから、内部管理を目的に法人顧客情報を集約した場合に、グループ全体で当該法人顧客との取引に起因するリスクを抑制することが必要となり、一方あるいは両社における取引を縮小することが必要となることがありうる。この場合は、内部管理目的にもとづく情報共有の結果として、具体的に顧客への影響が生じるケースであり、（Ａ）や（Ｄ）、（Ｅ）の要件はクリアできていたとしても、それだけで守秘義務上の問題を生じないと一概には結論付けることができない場合があると考えられる。このよう

---

<sup>6</sup> 金融機関の合併等における情報開示について検討を行った「金融機関の合併等再編における情報開示に関する研究会報告書」（2004 年）においても、貸出債権市場報告書の当該要件を用いて、守秘義務との関係が論じられている。

な場合は、守秘義務に係る個別の顧客の期待<sup>7</sup>と、金融グループとして適切にリスク管理を行うことによって金融グループ自身、あるいは預金者等の利益を守る必要があるということとの対立した利害関係が生ずる場面である。もっとも、銀行が信用秩序の維持や金融の円滑化等の公共的使命を担っていることや、銀行法が預金者等の保護の観点から金融グループとしてのリスク管理を求めていること等を踏まえれば、<sup>8</sup>内部管理目的の情報共有は、守秘義務の観点からは、原則として禁止されないと解しうるものと考えられる<sup>9</sup>。

なお、(B)の要件とも関連するが、このような情報共有に際し、情報を集約した(開示先法人の)管理部署から、必要のない情報の還流が(開示先法人の)営業部署に行われないといった情報管理体制を整備することは、法人顧客への影響に配慮している、あるいは情報管理において問題がないとの評価を与える上で重要と考えられる。こうした視点からは、例えば、信用リスクの観点から顧客に関するネガティブ情報を共有する場合も、共有主体はリスク管理部署に限定し、かつ管理部署が設定した金融グループとしての個別の信用リスクリミットの設定・変更の事実のみが営業部署に伝達される<sup>10</sup>に止め、具体的な共有情報の還流は原則として営業部署には行われないといった情報管理態勢を整備することは、法人顧客への影響に配慮している、あるいは情報管理において問

<sup>7</sup> なお、例えば、銀行取引約定書上の報告義務など、顧客は金融機関に対して与信判断に必要な正しい一定の情報を開示する義務があるところ、そうした情報を隠蔽していないしは虚偽の情報を提供した場合に、かかる情報を秘匿することは、正当な期待とは言えないと思われる。

<sup>8</sup> 守秘義務が免除される正当理由としては、法令の要請にもとづく行為に加えて、銀行自らの権利・利益を守るために必要な場合(例えば、銀行が訴訟の当事者となり、権利の存在等を主張する場合、銀行の行為に対して非難や抗議がなされ、これに釈明をしなければ銀行の信用や権益が失われかねない場面(林部實「秘密保持義務の根拠・対象・免除」石井眞司監修『新銀行実務判例総覧』(1997年)87頁))が挙げられるが、本件のケースも、このような企業としての自己防衛の場面とも考えられる。また、岩原・前掲注(4)においては、「企業にとってその財務情報は人格権ではなく財産権であり、自らが延滞して債務不履行に陥っているような場合は、債権者グループ企業との関係でまで、銀行との黙示の契約を根拠とする銀行の一般的な守秘義務を理由に、その情報の保護を債権者に要求することはできないと考えてもよいのではなからうか」と指摘されている。

<sup>9</sup> 信用リスク管理について内部格付手法を採用する銀行持株会社に対しては、傘下のグループ会社間において、同一債務者に対する債務者格付けを揃えることが義務付けられている(平成18年3月27日金融庁告示20号)。本文のようなケースの中でも、こうした平成18年告示などの具体的な法令上の要請がある場合については、守秘義務を免除する正当な理由があるとより積極的に認められると考えられる。

<sup>10</sup> 金融コングロマリット監督指針 -2-2-2(信用リスク管理態勢)においては、グループとしての信用リスクの計量化・自己資本に見合った信用リスクリミットの設定(-2-2-2)グループが抱える信用リスク量があらかじめ定めた許容範囲を越えた場合に適切な方策を講じることができる態勢整備(同)グループ内の与信管理の状況等について総合的に管理できる体制の構築(同)等が求められている。金融コングロマリット監督指針に定める信用リスク管理体制については、必ずしも個別取引先毎の信用リスクを管理することを求めるものではないが、グループが抱えるリスクの特性等に応じたリスク管理の高度化等を否定するものでないと考えられる。

題がないとの評価を与うるものと考えられる。

#### (4)「マーケティング目的」による情報共有

「マーケティング目的」については、様々な場面が想定されるが、例えば、銀証間であれば、法人顧客情報を共有することによって、M & Aに必要な資金を有価証券の発行で賄うとともに、当該有価証券を実際に発行するまでの間銀行がブリッジローンを提供する、といった複合的な金融商品・サービスを提供する場面が典型的には考えられる。

当該目的の情報共有については、上記1.のとおり、金法研報告書においては、「経済的不利益」の存否という観点から認められるとの考え方が示されており、金融グループ内におけるマーケティング目的での情報共有が、守秘義務の観点から正当化されるのかを検討する場合においても、基本的に妥当する考え方として捉えることができる。また、情報共有による法人顧客のメリットを考えると、デット・エクイティ双方の商品について、これまでのように銀行・証券会社それぞれに相談・申込を行う等の煩雑さが解消されるとともに、銀証それぞれの商品・サービスを組み合わせた、あるいは具体的な条件を比較した資金調達等の提案を機動的に受けることが可能となる、といったことが挙げられる。加えて、情報が共有されることにより、金融グループにおいて複合的な商品・サービスの開発が促進され、法人顧客は自己の金融ニーズにより適合した提案等を受けられるというメリットも享受できよう。

マーケティング目的での情報共有は、上述のとおり様々な場面が想定されるところであり、守秘義務との関係で正当化し得るか否かは、先にあげた貸出債権市場報告書で示された5要件を個別・具体的に検討していく必要があるが、当該目的による情報共有が、こうした顧客サービス等の利用者利便を向上させる大きな要因となることは、守秘義務との関係を検討するうえでの上記各要件のうち(A)の観点から重要なファクターとして評価されるべきものであろう<sup>11</sup>。また、内部管理目的にもとづく情報共有の場合とは異なり、顧客にとっての経済的不利益が生じる事態が一般的には想定しにくいこと(むしろ上述したようなメリットが予想される)や、共有された情報が金融グループ内に止まるとともに適切に管理され、さらに利益相反等に関し適切な管理体制が構築されることによって、顧客に経済的不利益が生じないと考えられる場合には、その他の4要件についても、原則として積極的な評価を与えることができるように思われる。

---

<sup>11</sup> 情報共有が顧客サービス等の利用者利便の向上に資するとの視点は、金融審議会においても複数の委員から発言のあったところであり、我が国金融産業の国際競争力の強化とともに、今回のファイアウォール規制の見直しの軸となる考え方である。本研究会においても、当該視点は、守秘義務との関係を考えるうえで重要な視点になるとの指摘がなされた。

以上のように、顧客に経済的不利益をもたらさないという条件を充たす内部管理目的・マーケティング目的での情報共有が、守秘義務の観点から正当化されうることを明らかにした。他方で、本研究会においては、情報共有から生じ得る顧客への影響について、より詳細に検討を行う必要があるとの指摘がなされた。そこで、以下(5)において、情報共有に関連して生じ得る諸問題を検討する。

#### (5) グループ内における情報共有において生じ得る問題と守秘義務

本研究会では、グループ内での情報共有により、いくつかの関連する問題が生じ得る可能性について指摘がなされた。そうした問題は、守秘義務自体の問題では必ずしもない<sup>12</sup>が、情報共有に関連する問題として検討しておくことは、守秘義務の問題への対応からも必要な配慮と考えられる。

##### 有害な利益相反について

利益相反は、例えば金融グループと顧客企業、その株式を購入する投資家、あるいは顧客企業の間など、様々な場面で発生することがあり得るが、その全てが当然に有害な利益相反になるわけではなく、また全ての利益相反に共通する一律の定義を設けることも極めて困難とされている<sup>13</sup>。また、私法上、我が国においては、守秘義務は、銀行などの金融機関がその地位にもとづき、顧客との取引に関する情報について当然に負担する義務である一方、利益相反防止義務は、顧客に対する忠実義務の一内容として理解される義務と考えられており、その根拠が異なることに鑑みれば、守秘義務と有害な利益相反の問題は、原則として別の法律問題として捉えるべきものと考えられる。

しかしながら、前述の通り、当該情報共有に関連して、利益相反という問題が生じる可能性があることについての懸念があり、それを根拠に情報共有自体に問題ありとみられてしまう懸念も指摘されるところである。かかる観点から、本研究会では、この問題についても検討を行った。

情報共有に関して生じ得る有害な利益相反への対応としては、上述のとおり、私法上の問題として、当然に当該利益相反による弊害を防止できるような体制整備を行うことが求められよう。既に、利益相反の問題は、各金融機関においてコンプライアンス上の

<sup>12</sup> ただし、本研究会でも、利益相反や優越的地位の濫用に係る問題への対応を誤った場合には、債務者企業に無視できない影響が及ぶこともあり得るという意味合いにおいて、貸出債権市場報告書で示された5要件の一つである(C)の要件(債務者企業に及ぼす影響)に影響するのではないかととの指摘があった。

<sup>13</sup> 例えば、売買行為における売り手と買い手の利益は売買条件をめぐって常に相反しているが、このような場合も広義の利益相反に含まれることがある。このような利益相反は、一般に、「有害な」利益相反ではないと言える。

重要課題となっているが、欧米における先進的な事例を研究することなどを通じて、引き続き練度の向上に積極的に取り組まなければならないものと考えられる。

加えて、今般の銀証間のファイアーウォール規制の見直しにあたっては、有害な利益相反の防止の実効性を確保するための手当てがなされることとなっている。すなわち、金融審報告書においては、「利益相反の管理のための態勢整備を法令上義務付け、それを当局が適切にモニタリング」することが掲げられ、「監督指針で、利益相反の抽出・特定、利益相反の管理（チャイニーズウォールの構築等）・記録の保持、利益相反管理方針の策定等を着眼点として明記し、各金融機関に対して利益相反の管理のための態勢整備とその適切な運用を求める」（同 13 頁）との考えが示されている。今後、ファイアーウォール規制見直しの具体的な法令等の整備の中で、このような考えが実際に規制として法令等に規定されることとなれば、銀証間等において生じ得る利益相反の弊害防止については、金融商品取引法や銀行法あるいは顧客からの期待等にもとづいて、金融グループとして直接的・間接的な形で求められることとなる。さらに、銀行と金融商品取引業者の間において、当局の承認があれば、顧客の同意なく内部管理目的での情報共有が認められる現行法の規定については、金融審報告書によれば、以上のような利益相反管理体制の整備に伴って、当局の承認は不要とすることが適当とされ、その場合、情報共有による弊害防止のため、「内部管理目的で共有されている情報について、内部管理目的以外での利用を禁止するとともに、情報管理態勢の整備状況等に関し、届出あるいは何らかの報告を求めるなど、厳格な監督対応が可能となるような枠組みを整備する」ことが示されている（同 14 頁）。このようなファイアーウォール規制の見直し後の規制環境下においては、指摘される情報共有によって生じ得る利益相反の弊害に対する懸念は、法令の強い要請に基づき金融機関が適切な体制整備を講じることにより回避される、あるいは逆に回避されることを前提にファイアーウォール規制が今般緩和されるという関係にあるものと理解できる。

なお、各金融グループにおいては、ファイアーウォール規制見直し後の規制環境を展望しつつ、迅速かつ的確に利益相反管理体制を整備・構築していく必要があり、そうした適切な体制整備を行うことが、有害な利益相反に起因する守秘義務上の懸念を排除するための必要条件であることを踏まえる必要がある<sup>14</sup>。

#### 営業行為において生じ得る問題（優越的地位の濫用等）について

<sup>14</sup> なお、利益相反管理を適切に行うためには、一の法人の特定部署に情報を集約する必要があることを踏まえれば、法人格を超えた完全な情報共有が不可欠と考えられる。このような情報共有は、前述のとおり、（規制見直し後の）法令の要請にもとづくものであり、上記（２）の場合に該当するものとして、守秘義務との関係でも容認されると考えられる。なお、利益相反管理について、法令上の義務としてではなく、顧客の期待等にもとづき自主的に実施する場合についても、顧客保護の観点から実施するものであることを踏まえれば、法令の要請にもとづく場合と全く同様の正当行為として、守秘義務の観点から容認されると考えられる。



先述のとおり、マーケティング目的での情報共有については、利用者利便の向上と経済的不利益の存否という二つの観点から、適切な情報や利益相反管理の体制整備が行われていることを条件に、守秘義務上問題ないとする考え方の枠組みを示したところであるが、実際の営業行為においては、優越的地位の濫用等の問題が生じ得る懸念が指摘されるところである。

具体的には、例えば、銀行が取引先に対し、グループ内の証券会社と取引することを条件として融資に応じるといった、いわゆる「抱き合わせ販売」を行う場合などが考えられる。このような行為は、必ずしも情報共有により直接生じる問題ではないが、情報共有が行われるとそのような行為を助長するのではないかとの懸念がありうる。

銀行法は、このような銀行の優越的な地位の濫用について、「顧客に対し、当該銀行又は当該銀行の特定関係者その他当該銀行と内閣府令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）」等を禁止している（銀行法 13 条の 3 第 3 号、銀行法施行規則第 14 条の 11 の 3 第 3 号）。また、独占禁止法（第 19 条、昭和 57 年公正取引委員会告示 15 号）や、金融商品取引法（44 条の 3 第 1 項 2 号、同条第 2 項 2 号、金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条 5 号）等においても、優越的地位の濫用防止に関する規定が設けられている。さらに、当局の監督上も、銀行については、「主要行等向けの総合的な監督指針」において、独占禁止法が禁止している「優越的な地位の濫用」の発生をどのように防止しようとしているか、を掲げている（同監督指針 -3-1-4-2(2) □a）、「金融コングロマリット監督指針」でも、同様の点が示されている（同監督指針 -3-1(2)）<sup>15</sup>。

今回のファイアーウォール規制の見直しにおいても、新たに金融商品取引法に優越的地位の濫用防止に係る規定を設け、証券取引等監視委員会による検査等を可能にする方向であるほか、当該濫用防止の実効性を確保するため、「銀行等自身において顧客等から寄せられる情報を適切に処理する態勢を整備するとともに、当局においても、顧客等から寄せられる情報を検査・監督に活用する仕組みを強化することが重要」（金融審報告書 13 頁）と指摘されている。

以上のように、優越的地位の濫用防止に関しては、情報共有の有無に関わらず、適切な対応を法令上求められており、各金融グループにおいては、コンプライアンス上の観点から、自主的な取組みが進められていると考えられる。引き続き、各金融グループにおいては、ファイアーウォール規制の見直しに伴って強化されるこれらの規制を踏まえて適切な体制整備等を図っていくことが、優越的地位の濫用等に起因する守秘義務上の

---

<sup>15</sup> 全国銀行協会では、自主的な取組みの一環として、「銀行の公正取引に関する手引」[http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/action/action\\_03/index/tebiki\\_1.pdf](http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/action/action_03/index/tebiki_1.pdf)）を策定し、傘下金融機関に対し、独占禁止法に対する理解を深め、コンプライアンス態勢の一層の向上に取り組むよう周知している。

懸念を排除するための必要条件であることを十分に踏まえる必要がある。

なお、法人顧客の中には、例えば取引銀行とグループ内証券会社が情報を共有することによって、当該銀行や証券会社の営業活動に振り回されかねないといった抵抗感をもつところがあるのではないかとの指摘も想定される。しかしながら、当該銀行や証券会社が、監督指針等が禁ずる違法・過度な営業行為に及ばない限りにおいては、法人顧客情報の共有に関して、守秘義務上重視すべきファクターである「経済的不利益」を、直ちに生じさせるものではないと考えられる。こうした情報共有に対する顧客側の漠然とした不安感、抵抗感については、守秘義務という法律上の問題を離れて、金融機関への一般的な信頼性確保の観点から、金融機関において配慮が求められる問題であろう。

### インサイダー取引等について

情報共有によって生じ得る弊害としては、インサイダー取引に該当するような行為も指摘される。例えば、銀行が当該顧客との取引において入手した情報を用いて、証券子会社のトレーディング部門が取引を行う、あるいは、証券子会社におけるM&A情報等に基づいて、銀行が当該M&Aの当事者である企業に対する政策投資株式の売買を行う、といった場合が考えられる。

この問題も、上記の利益相反における弊害の問題と同様に、守秘義務における情報漏えいにあたるかという問題と、共有された情報をもとに、グループ内の銀行、証券会社がどのような取引に利用するかという問題は、必ずしも一致する問題ではないものの、金融グループ内の銀証間等における情報共有が守秘義務上認められるか否かの問題を考えるときには、一般的な懸念として指摘されうる問題でもある。

金融商品取引法は、インサイダー取引規制として、公表前の重要事実を知った会社関係者等による当該上場会社等の有価証券の売買等の禁止（金融商品取引法 166 条）等を規定している。また、銀行については、「主要行等向けの総合的な監督指針」において、インサイダー取引を含む金融商品取引法が禁止する不公正な取引に該当する行為の発生をどのように防止しているかを掲げている（同監督指針 -3-1-4-2(2) □b）。なお、「金融コングロマリット監督指針」でも、同様の点が示されている（同監督指針 -3-1(2) ）。

金融商品取引法上のインサイダー取引規制は、金融グループ内の銀証間での情報共有により生じるインサイダー取引をも当然に対象としており、情報共有の是非と無関係にその取引を規制している。したがって、情報共有に伴うインサイダー取引等の懸念は、原則として、金融グループが、金融商品取引法等における規定にもとづき、インサイダー取引等の防止に係る適切な体制整備を構築することによって解決されるべき問題と考えられる。

各金融グループにおいては、これらの規制を踏まえて適切な体制整備等を図ることが、インサイダー取引等に関連する守秘義務上の懸念を排除するための必要条件であるこ

とを十分に踏まえる必要がある。

#### その他

本研究会では、上記のほかに金融グループ内の金融機関が、顧客情報を共有することによって、グループに属さない独立した金融機関よりも有利な立場に立つという競争上の不平等の問題についても指摘されたが、こうした問題は、原則として、顧客との間の契約上の義務などとして捉えられる守秘義務の問題とは別の、各経済法規（市場規制や独占禁止法）によって規制されるべき問題と考えられる。

## ・ 守秘義務の観点からのオプトアウトの機会付与の取扱い

### 1 . 顧客同意とオプトアウト<sup>16</sup>

グループ内、特に銀証間での法人顧客情報の共有については、守秘義務の観点からは、基本的に上記 . のとおり整理できるが、一方で、今般のファイアウォール規制の見直しにおいては、法人顧客情報に関し、オプトアウトの機会を付与することを条件に共有を認める方向性が示されている。この点、本研究会は、ファイアウォール規制の観点から検討を行うものではないが、守秘義務との関係においても、法人顧客に配慮して、金融機関への信頼を確保しつつ、生じ得る問題をいかに未然に防止するかという観点からは、各金融機関がビジネス上の判断として、顧客に対しオプトアウトの機会を付与することは、望ましい方向性と考えられる。なお、守秘義務の例外として情報共有が認められる場合としての「顧客同意」については、上記 . に示したとおり、明示のみならず、黙示についても認められてきたところ、顧客に対し適切な形でオプトアウトの機会が付与されており、情報共有を拒否する意思表示がなされない場合には、情報共有についての黙示の同意があったものと解釈することもできると考えられる。

また、より強く保護が求められている個人顧客情報に関し、個人情報保護法において「共同利用」やオプトアウトの機会付与という手続が認められていることに鑑みれば、同様の手続を法人顧客に対して採用することは、守秘義務の例外となる黙示の同意の取得に向けた手段の一つとして認めうるものと考えられる。

したがって、今般のファイアウォール規制見直し後の規制環境を踏まえれば、守秘義務の観点からも、同意取得に関し、オプトアウトの機会付与という枠組みにより対応することは、法人顧客への配慮として適当と考えられる。

他方、内部管理目的での情報共有に関しては、先述のとおり、目的外利用の禁止等を含む適切な情報管理体制の整備等を条件に、顧客同意のない情報共有が許容される必要があり(一定の情報共有を前提として初めて適切な利益相反管理等が可能となるため)、オプトアウトの権利行使があった場合でも、その情報共有には原則として影響を与えないと考えるべきである<sup>17</sup>。

### 2 . オプトアウトによる機会付与の方法

---

<sup>16</sup> オプトアウトとは、予め情報を共有する旨を顧客に通知した上で、共有を望まない顧客に不同意の機会を与えることをいう(金融審報告書 14 頁)。

<sup>17</sup> この点、研究会においては、仮に、顧客から内部管理目的での情報共有をも望まない旨の意思表示がなされた場合には、当該金融グループは、銀行業の公共性や預金者保護の観点から、取引の辞退を含む対応を検討すべきであるとの指摘がなされた。

本研究会では、いかなるオプトアウトの機会付与の方法が、守秘義務の観点からも適当な方法と考えられるかについて検討を行った。法人顧客と銀行等との関係は、取引の頻度や深度、年数等に応じて極めて多様であり、実際にはケースバイケースで判断すべきであるが、適当なオプトアウトの機会付与の方法といえるためには、まず、顧客に対して適切な内容が示されることが必要である。具体的には、少なくとも以下の3点に留意すべきと考えられる。

顧客企業に対し、グループ内での情報共有について、共有する主体が具体的に示されているという点（例えば、「情報共有の範囲は、当社及び有価証券報告書等に記載されている連結対象会社及び持分法適用会社」など<sup>18</sup>）

拒否機会の提供という観点から、意思表示によって自己に係る情報の共有を止められる旨が明確に示されている点

に関わらず、内部管理目的での情報共有については、原則としてオプトアウトの権利行使の対象から除かれる旨が明確に示されている点

本研究会では、守秘義務の観点から、情報共有を正当化する顧客同意としてのオプトアウトの方法として、上記の内容をどのように伝達すれば適当と考えられるか、について検討を行った。

#### （１）オプトイン、あるいは個別通知

上記内容の伝達に際し、顧客から明示された同意を取得するオプトインの方法は、言うまでもなく守秘義務の観点から問題になることはない。例えば、顧客が同意書面に署名あるいは口頭了解している、といった場合が挙げられる。また、電子的な手段が採られている場合、例えば、インターネット・バンキングにおいて、法人顧客向けページにおいて同意手続を設けている場合（チェック項目を設けて顧客にチェックを求めるなど）も同様である。

一方、オプトアウトの方法のうち、顧客企業に対し、当該顧客ごとにそれぞれオプトアウトの機会付与が行われる方法は、明示的な同意取得に近い方法として評価しうると考えられる。例えば、顧客に対し、個別に書面通知を行っている場合や、EメールやDM、顧客向け自行情報紙、メールマガジン等を個別に送付することによって顧客に知らせている場合には、上記内容の表示が適切かつ明確になされていることを前提に、適当なオプトアウトの機会付与の方法として評価しうるものと思われる。

<sup>18</sup> なお、個人情報保護法 23 条 4 項 3 号にもとづき、個人情報を共同利用する場合には、ホームページ等に共同利用の範囲を記載する必要があるが、この点について「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」は、同様の記載例を掲げている。

## ( 2 ) 特定性の強い通知方法

上記( 1 )の後段で示したような、特定の顧客に対する各別の通知という場合でないときは、オプトアウトの機会付与について、顧客において適切に認識し得るかどうかを検討する必要がある。この観点からは、不特定の一般向けではなく、顧客特定性があり、また継続して顧客が認識しうる手段は、適当なオプトアウトの方法として認められる可能性が高くなるものと思われる。

例えば、企業顧客の保有する当座預金通帳、銀行取引約定書、手形帳、小切手帳に拒否機会を明示するような方法は、上記内容の表示が適切かつ明確になされていることを前提に、特定性および継続的に認識しうるという点でオプトアウトの機会付与の方法として適当と評価できる可能性が高いものと考えられる。

また、インターネット・バンキングにおいて、法人顧客向けページで通知する場合には、個別通知ではないが、特定の利用者のみが当該情報にアクセスできることや、継続的に掲示される点で認識機会が適切に提供されていることを踏まえると、オプトアウトの方法として適当と評価できる可能性が高いものと考えられる(特に、顧客への当該情報の通知が、顧客のログイン後になされるとすれば、それは上記( 1 )の個別通知に近い方法とも考えうる)<sup>19</sup>。

## ( 3 ) 複数の方法の組み合わせによる対応

上記( 1 )後段や( 2 )に該当しない、より一般的な「告知」または「掲示」の方法のみの場合については、一般的に、顧客に対し認識機会が適切に提供されているとは言えない可能性が高いとも考えられる。

しかしながら、例えば、各法人顧客の保有する当座預金通帳、銀行取引約定書、手形帳、小切手帳に拒否機会を明示するような方法ととりつつ、あわせて、法人顧客向けのホームページにおいて継続的な掲示を行う場合など、伝達を複数の方法を組み合わせて行う場合には、オプトアウトの方法として、特定性・継続性を相互の方法で補完していることに鑑みれば、適当な方法と考えられる場合もありえよう。当然ながら、この場合

---

<sup>19</sup> 電子的な通知手段は今日既に一般的なものとなっており、場面によっては、既存手段よりはるかに有効な手段となりうることは、今日では共通認識になっているものと考えられる。なお、会社法上の知れたる債権者への個別催告における電子公告なども、制度として設けられているところである。当該電子公告に関しては、調査機関調査などの厳しい規律があるが、ここで問題としている情報共有は、法律が要求する個別通知の代替としての電子公告場面ほど厳密である必要性はなく、また、そもそもオプトアウトは拒否機会の提供であり、機会の提供が適切に確保されていればよい問題と考えられる。

も、上記内容が適切に示されることが前提となる。

なお、取引開始当初に（１）後段の方法をとり、事後は、一般法人顧客向け揭示などを継続的に行う場合においても、対象とする顧客がこの内容を適切かつ継続的に認識しうると評価される場合には、オプトアウトの方法として適当と認められる場面もあり得ると考えられる。

## まとめ

ファイアーウォール規制見直し後の銀行・証券会社間の法人顧客情報の共有と守秘義務の関係について、本研究会の検討結果をまとめると以下のとおりである。

金融グループ内における法人顧客情報の内部管理目的による情報共有については、当該内部管理が銀行法上の個別具体的な規制から要請されるものであるときは、規制遵守の観点と、規制遵守目的以外では情報の利用が行われないことが一般に要請されているという観点から、当然に守秘義務の例外として認めうる。また、一般的な経営管理義務等から必要となる場合にも、銀行の公共的役割や預金者保護の観点、更には情報共有の範囲が当該金融グループ内にとどまることなどを踏まえれば、情報管理態勢が適切に整備されていることや目的外での使用が禁止されていることを前提に、原則として守秘義務の例外と認めうる。

金融グループ内における法人顧客情報のマーケティング目的による情報共有については、顧客ニーズに対応した質の高い金融サービスの提供を行うためであることを踏まえれば、守秘義務の例外と認めうるか否かを判断する際に、当該目的を積極的に評価しうるものである。また、共有された情報が金融グループ内に止まるとともに適切に管理され、さらに利益相反等に関し適切な管理体制が構築されることによって顧客に経済的不利益が生じないと考えられる場合は、守秘義務の例外と認めうるか否かを判断する際に、原則として更に積極的な評価を与えることができると考えられる。

情報共有から生じ得る諸問題、具体的には有害な利益相反、優越的地位の濫用、インサイダー取引等は、守秘義務自体に直接関係する問題では必ずしもなく、原則として金融グループにおける内部管理態勢の整備や各種法令における規律により対応されるべき問題であるが、各金融グループは、これらの問題に係る顧客の懸念が大きいことを踏まえて、必要な体制整備等に注力するとともに、顧客に配慮した業務運営に努めるべきである。

今般のファイアーウォール規制の見直しにおいては、法人顧客情報に関し、オプトアウトの機会を付与することを条件に共有を認める方向性が示されているが、守秘義務との関係においても、法人顧客に配慮して、金融機関への信頼を確保しつつ、生じ得る問題を未然に防止するという観点からは、オプトアウトの機会付与を志向することは望ましい方向性と考えられる（なお、顧客によるオプトアウトの権利不行使は、適切な方法によって行われた場合には黙示による同意の取得とも解釈しうる）。その具体的な方法については、法人顧客に対し、グループ内での情報共有について、共有する主体及び当該オプトアウトの権利の内容が、特定性と継続性を一定程度具備する形で、適切かつ明確に示されることが適当である。



冒頭に述べたように、今般のファイアウォール規制の見直しに係る議論においては、金融グループの中核である銀行と証券会社が、適切な利益相反管理等を含む内部管理体制を整備・構築することによって顧客保護に万全を期すとともに、顧客に対し、その金融ニーズに適合した質の高いサービスを提供していくことが求められている。そのような高度かつ複合的な金融サービスを提供していくためには、金融グループ内において、法人顧客情報が適切に共有され、また有効に活用されることが必要不可欠である。

こうした観点からは、守秘義務の問題への対処において、硬直的・画一的な対応がなされることによって、今般の規制見直しの目的が損なわれるようなことがあってはならず、同時に、顧客に不安を抱かれるような運営が行われるといったことも回避されねばならない。金融グループは、その総合力を発揮することによって、高度化・複合化する顧客の金融ニーズに応じていくために、顧客の情報共有への懸念について十分に配慮していくことが必要である。

本研究会は、金融グループ内、特に銀行・証券会社間の法人顧客情報の共有に際し、本報告書が示した内容が一定の指針となって、顧客・金融グループの双方にとって有用かつ有効なルールとして運用されることを強く期待するものである。

以 上

「法人顧客に係る銀証間の情報共有のあり方に関する研究会」名簿

座 長	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授
	吉田 正之	長島・大野・常松法律事務所弁護士
	井上 聡	長島・大野・常松法律事務所弁護士
	佐藤 正謙	森・濱田松本法律事務所弁護士
オブザーバー	八田 斎	金融庁監督局総務課長
	北川 博康	全国銀行協会委員会室長 (三井住友銀行経営企画部全銀協会長行室長)
事 務 局	岩本 秀治	全国銀行協会企画部長

(敬称略)